

毎週月.水.金曜日発行

富 山 県 報

令和元年 8 月 16 日

金 曜 日

第 4532 号

目 次

告 示	
○道路の区域変更	1
○道路の供用開始	2
公 告	
○落札者等の公示	
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	4
○令和元年度砂利採取業務主任者試験の実施	8

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第346号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 8 月 16 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和元年 8 月 16 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
国道 472号	富山市八尾町福島字川原 43番地先から 富山市八尾町字十三石尻 53番 2 地先まで	変更前		最大 24.8 最小 9.0	145.5	富山土木 センター
		変更後		最大 36.7 最小 12.0	145.5	

の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和元年8月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

校内LAN用及び教員執務用パソコン 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号

3 落札者を決定した日

令和元年7月26日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北陸 石川県金沢市彦三町一丁目1番1号

5 落札金額

154,026,360円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和元年7月5日

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和元年8月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

富山県警察ネットワーク端末等 一式

- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県警察本部警務部会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日
令和元年6月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
北電情報システムサービス株式会社
富山市桜橋通り3番1号
- 5 落札金額
26,633,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成31年4月17日

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年8月16日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
きとくと市場とやマルシェ 富山市明輪町75番1 ほか
- 2 店舗を設置する者 富山ターミナルビル株式会社
- 3 変更事項
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) JR 富山駅新幹線高架下ショッピングセンター 富山市明輪町75番1 ほか

(変更後) きときと市場とやマルシェ 富山市明輪町75番1 ほか

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 富山ターミナルビル株式会社 富山市桜町一丁目1番61号 代表取締役 岡田 和久

(変更後) 富山ターミナルビル株式会社 富山市桜町一丁目1番61号 代表取締役 松岡 整

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 未定

(変更後) 有限会社シーフード北陸 富山市大泉東町1-10-6 ほか51

4 変更の日 平成27年3月14日 ほか

5 変更の理由 名称を正式に決定した為 ほか

6 届出の日 令和元年8月5日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和元年8月16日から令和元年12月16日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1

項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年8月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

株式会社水橋ショッピングセンター 富山市水橋市江47番地

2 店舗を設置する者 株式会社水橋ショッピングセンター

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社水橋ショッピングセンター 富山市水橋市江47番地 代表取締役 岡本 利夫

(変更後) 株式会社水橋ショッピングセンター 富山市水橋市江47番地 代表取締役 山本 義捷

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田3-4 代表取締役 池田 和男 ほか10

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田3-4 代表取締役 池田 和男 ほか10

4 変更の日 令和元年6月3日

5 変更の理由 代表取締役の変更

6 届出の日 令和元年8月3日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和元年8月16日から令和元年12月16日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、

縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年8月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

富山ターミナルビル「マリエとやま」・電鉄富山駅ビル「エスタ」 富山市桜町一丁目1番61号 ほか

2 店舗を設置する者 西日本旅客鉄道株式会社 ほか2

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 富山ターミナルビル・電鉄富山駅ビル 富山市桜町一丁目1番61号
ほか

(変更後) 富山ターミナルビル「マリエとやま」・電鉄富山駅ビル「エスタ」
富山市桜町一丁目1番61号 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 西日本旅客鉄道株式会社 大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号 代表取締役 真鍋 精志 ほか2

(変更後) 西日本旅客鉄道株式会社 大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号 代表取締役 来島 達夫 ほか2

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社Kコスメ・ボーテ 富山市総曲輪3-5-18 代表取締役 窪田 一男 ほか60

(変更後) 株式会社コスメネクスト 東京都港区赤坂1-12-32 代表取締役社長 遠藤 宗 ほか47

4 変更の日 令和元年8月5日 ほか

5 変更の理由 名称を決定した為 ほか

6 届出の日 令和元年8月5日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和元年8月16日から令和元年12月16日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

令和元年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和元年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

令和元年8月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 令和元年11月8日（金）午前10時から正午まで
- (2) 場所 富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館 611号室

2 受験手続

(1) 受験願書等の受付期間

令和元年10月1日（火）から10月22日（火）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、郵送による提出の場合は、令和元年10月22日（火）までの消印があるものを有効とする。

(2) 受験願書等の提出先

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部河川課

3 問合せ先

富山県土木部河川課（電話 076 - 444 - 3324）

